

令和3年度予算編成方針

1 基本的な考え方

本市はこれまで「住みよいまち」の実現に向けて、着実に政策を前進させるとともに、収支改善等の取組により、持続可能で安定的な行財政運営に努めてきた。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大は、市民生活や本市経済に甚大な影響を及ぼしており、令和3年度は市税など大幅な歳入減が見込まれるなど、非常に厳しい財政状況となる。

一方で、歳出面では、新型コロナウイルスの感染拡大防止や地域経済対策に引き続き全力で取り組むとともに、東アジア文化都市など、ウィズコロナ、ポストコロナに向けた地域活性化の取組など、コロナ禍を契機とした市民生活の変化に適応し、収束後の本市の成長を見据えた政策が求められている。

同時に、デジタル市役所の実現、民間委託化など行政事務の効率化、市民サービスの向上も必要である。

これらの政策に必要な財源を生み出すためには、これまでの常識や前例にとらわれることなく、従来以上に事業の廃止、一時休止、新規事業着手の先送りといった事業の見直しをゼロベースで徹底的に行うことが不可欠である。

令和3年度は、本市を取り巻く状況が一変し、非常に厳しい財政状況下での予算編成となることを全ての職員で共有し、この難局に全市を挙げて立ち向かい、感染拡大防止と経済再生の両立を実現し、本市の成長につなげていく。

各局室長はこの方針の趣旨を十分に踏まえ、強いリーダーシップのもと、予算編成に取り組むこと。

2 令和3年度予算における重点項目

令和3年度予算においては、以下の項目に重点的に取り組むこととする。

全ての政策において、コロナ禍を契機とした社会経済情勢や市民生活、市民ニーズの変化を的確に把握し、感染拡大防止と経済再生の両立の実現に向けて、事業の見直し、再構築を徹底すること。

また、持続可能な社会の実現に向けた「SDGs」の17のゴールの視点から捉えなおし、目標を明確にすること。

(1) 新型コロナウイルスの感染拡大防止と市民生活への支援

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化も見据え、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、令和3年度も引き続き、感染拡大防止や医療体制の整備、新型コロナウイルスでダメージを受けた市民生活への支援に引き続き取り組む必要がある。

令和2年度補正予算等で実施した事業で、令和3年度も継続して取り組む必要があるものについては、実施方法や費用対効果の精査を行った上で、積極的に推進すること。

(2) 地域経済の再生やまちのにぎわい回復に向けた成長戦略の実行

新型コロナウイルス感染拡大の影響からの早期回復・再生のため、地域経済活動の状況を適切に見極め、雇用の維持や事業継続など必要な支援策に重点化を図ること。

同時に、ウィズコロナ、コロナ収束後の地域経済を見据え、「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン」などに基づく政策を今一度、精査した上で推進する。

北九州空港の航空貨物及び洋上風力発電関連産業、ロボット開発・普及の拠点化、企業誘致、環境ビジネス、市内企業のデジタル化の推進、若者の地元就職支援など、本市の成長を促す政策を積極的に推進し、経済の活性化を図ること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となった「2020年東アジア文化都市」や「東京オリンピック・パラリンピック」、国際大会等の誘致などを、ウィズコロナ、コロナ収束後に向けた地域活性化策として、にぎわいの回復につなげること。

戦略的広報によるイメージ向上や若者・女性の定着のための環境整備、定住・移住策を積極的に推進し、人口の社会動態プラスにつなげること。

(3) 誰もが安心して住み続けられるまちづくり

後期高齢者の増加など少子高齢化の一層の進展や、生産年齢人口の減少など全国的な人口構造の変化を背景とした、様々な行政課題に的確に対応していかなければならない。

そのため、地域交通の確保や空き地・空き家対策、外国人人材の活用などの課題に引き続き部局横断的に対応し、取組を推進すること。

また、豪雨災害などに備えた防災・減災対策や、公共施設や社会インフラの老朽化対策などの取組を積極的に進め、安全・安心で質の高い暮らしのできるまちづくりを推進すること。

そのほか、雇用、住宅、子育て・教育、健康寿命の延伸などあらゆる分野の施策をもう一段磨き上げ、本市が「働きたい」、「住みたい」、「暮らしたい」まちとして、選択され続けるよう取組を推進すること。

(4) デジタル市役所の推進

新型コロナウイルス感染症がもたらした働き方や生活様式の変化などの新たな動きを契機と捉え、ICT活用による行政手続きのオンライン化や市役所のしごと改革に積極的に取り組む必要がある。

そのため、2040年の「あるべき市役所」を見据え、DX（デジタルトランスフォーメーション）の積極的な取組による、テレワークや内部事務・窓口改革の推進、マイナンバーカードを活用した行政サービスの質や水準の向上などにスピード感をもって集中的に取り組む、市民の利便性向上やしごと改革を推進すること。

3 事業見直しの推進について

令和3年度は、市税、県税交付金等は125億円の減少となる一方、地方交付税等の増加は77億円に留まるなど大幅な減収が見込まれ、近年にない厳しい財政状況下での予算編成となる。

持続可能で安定的な財政を確立、維持しながら、新型コロナウイルス感染症等への対応に万全を期し、本市の成長を促すためには、より一層の「選択と集中」により、限られた財源を、真に必要な政策に振り向けることが必要である。

また、これまでと環境が一変した状況下で、新たに必要な政策を、効果的に推進するためには、前例踏襲的な思考に陥ることなく、古い既存の取組を大胆に見直し、再構築することが不可欠である。

令和3年度予算編成では、全ての事業について、歳入・歳出両面から、事業の必要性や具体的な成果、費用対効果の視点により、徹底的に内容を精査し、従来以上に事業の廃止、整理・統合、一時休止、新規事業着手の先送りといった見直しを行い、その内容を反映した予算編成を行うこと。

また、老朽化した公共施設の改修・更新経費の増加に対応し、限られた予算の中で、持続的な維持管理を実現していくため、「北九州市公共施設マネジメント実行計画」に基づき、施設の廃止や集約、複合化や多機能化、更新時の規模の見直し等の取組を推進すること。

予算要求段階においても、各局室は、下記に示した歳入、歳出等に関する項目に留意し、義務的経費を除く全ての事業において、見直しを行った上で、その額に応じた予算要求を行うこと。

4 基金統廃合や財産収入などの有効活用

特定目的基金について、基金の設置目的、近年の運用・活用状況等を再検証し、廃止・統合も含めて設置目的に沿った有効活用を図ること。

また、「公共施設マネジメント実行計画」における基本方針に基づき、公共利用の予定のない未利用地については、積極的に売却することとし、その他の未利用資産についても、貸付等の有効活用を図ること。

そのため、近年中に利活用が見込まれる市有財産の測量、解体、サウンディングなど、未利用市有地の活用に要する経費を的確に見積り、必要な予算要求を行うこと。

5 国の制度変更等への適切な対応について

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方の財源の大幅な減少が見込まれる中、国において、感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立、防災・減災、国土強靱化等の課題への対応や、地方への一般財源確保の取組が行われている。

国の補正予算や国庫補助制度の変更などの動向に留意し、適切な対応を図ること。

1 歳入に関する事項

歳入の見積りについては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた経済動向や国の制度改正等を十分に見極めつつ、過年度の実績や客観的資料等に基づき的確に行うこととし、特に次の諸点に留意すること。

(1) 市税・地方譲与税・県税交付金

市税収入については、課税客体、課税標準の正確な把握など、適正な課税に留意し、的確に見積もること。

(2) 地方交付税等

地方交付税及び臨時財政対策債については、国の地方財政計画等を踏まえ、的確に見積もること。

(3) 使用料、手数料その他の税外収入

施設の使用料等の収入については、令和元年度からの公共施設の使用料等の見直し及び令和元年 10 月からの消費税率引き上げに基づく使用料の改正等を踏まえ、的確に見積もること。

(4) 国県支出金

国県支出金については、国における新年度予算や補正予算（防災対策、経済対策等）の編成状況を見極めたうえで、適切に見積もり、最大限活用できるよう工夫すること。

また、地方創生臨時交付金など国の動向について留意し、積極的かつ的確に国庫補助負担金の確保に努め、予算編成に反映させること。

さらに、国庫補助負担事業において超過負担が存在する場合には、国に要望するなどその解消に努めるとともに、福岡県が単独事業として県下市町村に助成している事業のうち、政令市のみ助成対象外となっているものや助成率に格差があるものについても、その是正に努めるよう働きかけを行うこと。

(5) 市債

市債については、その償還が後年度の市民負担になることに留意し、令和3年度の地方債計画、地方財政計画の動向等を勘案して適切に見積もること。この場合には、極力有利な資金の確保に努め、連携中枢都市圏構想の推進に資する施設の整備等が対象となる「地域活性化事業債」や公共施設の集約化・複合化、長寿命化、除却等が対象となる「公共施設等適正管理推進事業債」等の活用を優先的に検討すること。

なお、市債の見積りについては、財政局財政課（財源調整係）と事前に十分協議すること。

(6) 広告収入その他の収入

広告収入については、印刷物のほか、庁舎等市所有の資産において、その目的を阻害しない範囲内で広告を掲載し、その確保に努めること。また、ネーミングライツ及び地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用に積極的に取り組むこと。

また、外郭団体等に対する出資金等の返還や特別会計の剰余金の活用については、当該外郭団体等または特別会計の経営状況を踏まえ、取り組むこと。

その他、各局室の創意工夫により、更なる歳入確保に取り組むこと。

2 歳出に関する事項

歳出についても、新型コロナウイルス感染症の影響を十分に見極めた上で、あらゆる領域で政策を今一度、精査し、「元気発進！北九州」プランの総仕上げに引き続き取り組むこと。

また、「北九州市行財政改革大綱」で掲げた4つの改革の柱等を踏まえた収支改善の取組を着実に実行するとともに、民間委託化等による事務改善の推進や施設管理等における適正予算の確保を図るものとし、次の諸点に留意すること。

(1) 共通事項（投資的経費・行政経費）

① 予算要求額の上限

令和3年度予算編成においては、必要な政策を実施するための財源を確保する必要があることから、新規・拡充事業を行う場合（別に指定する経費を除く）は、原則、既存事業の見直しや平準化などで捻出した財源で対応する。

各局室は、義務的経費を除く全ての経費区分において、必要な見直しを行った上で、その額に応じて予算要求を行うこと。

② 事務的経費の削減

移動制限やテレワーク・WEB会議の普及、行政内部管理経費の節減の観点から、以下の経費は、経費区分に関わらず削減する。

ア) 旅費

前年度当初予算額の25%（終了・経費区分移動後）

裁量的経費は、配分額から控除（一般財源ベース）し、裁量的経費以外の経費は、予算調整段階での総額を、前年度当初予算額比25%削減を目途に調整する。

イ) その他需用費・一般備品費

前年度当初予算額の10%（終了・経費区分移動後）

裁量的経費は、配分額から控除（一般財源ベース）し、裁量的経費以外の経費は、予算調整段階での総額を、前年度当初予算額比10%削減を目途に調整する。

(2) 投資的経費

投資的経費は、本市の成長を促進する拠点整備、「北九州市公共施設マネジメント実行計画」等に基づく公共施設の総量抑制、公共施設等の老朽化対策や防災対策に係る投資に重点化すること。

近年、投資的経費にかかる公債費は高い水準で推移し、市債残高も高止まっており、後年度の財政を圧迫する要因となると見込まれる。

令和3年度の厳しい歳入見込みを鑑み、投資的経費の総額は、継続事業の進捗調整や新規事業の先送り、国の補正予算を活用した前倒しの検討など、予算編成段階で全体額を調整することとする。

国の経済対策は、通常より手厚い財源措置が期待できることから、国の補正予算を活用した継続事業の前倒しについては、積極的に対応すること（新規事業については、事前協議を経たうえで対応を決定する）。

なお、編成にあたっては、地元企業への優先発注に取り組み、公共事業に係る労務単価や資材費の動向にも留意のうえ、適切に経費を見積もること。

① 重点戦略経費、臨時等経費、財政局指定経費（投資的経費）

「重点戦略経費」、「臨時等経費」、「財政局指定経費」の要求上限額は、原則として「前年度当初予算額（終了事業や経費区分の移動等を反映した前年度当初予算額、以下同じ）」の範囲内（事業費・一般財源ベース）とする。

各局室は、要求にあたって必要な事業の見直しを行うこととし、要求上限額は、原則として、事業見直し後の「前年度当初予算額」に、事業見直しによる「削減額」の2倍の額を合わせた合計額を上限額（事業費・一般財源ベース）とする。

また、別に指定する以下の経費については、「所要額」を要求上限額とする。

※各局室の要求上限額は、「重点戦略経費」、「臨時等経費」、「財政局指定経費」の間で調整できるものとする（ただし、投資的経費と行政経費間の調整は不可）。

※原則として、要求上限額を超えた要求を行うことはできないので、各局室においては、要求事業の所要額や優先度等の精査を十分に行った上で要求を行うこと。

※事務的経費の削減（旅費、その他需用費、一般備品費）による削減額は要求上限額の算定基礎には含まないので留意すること。

【所要額を要求上限額とする経費（投資的経費）】

- ア) 新型コロナウイルス感染症対応経費
- イ) 行政事務の効率化・市民サービスの向上のためのデジタル化の推進経費
- ウ) 公共施設の老朽化等で緊急的な対応に要する経費
- エ) 未利用市有地の活用推進経費
- オ) 洋上風力に係る基地港湾整備経費、新科学館整備経費、北九州空港航空貨物拠点化整備経費

② 裁量的経費（投資的経費）

「裁量的経費」については、各局室に「前年度当初予算額」（終了事業や経費区分の移動等を反映した一般財源ベース）から「事務的経費の削減額」を控除した額を配分する。

各局室は、配分額から必要な事業見直しを行うこととし、事業見直しによる削減額の3倍の額を、「重点戦略経費」、「臨時等経費」、「財政局指定経費」の要求上限額に加えることができる。

裁量的経費の要求上限額は、事業見直し後の「配分額」の範囲内とする。

（2）行政経費

新型コロナウイルス感染症の影響による市民ニーズの変化等を的確に把握し、市民が真に必要なとする政策に再構築するため、事業の必要性や具体的な成果、費用対効果等の視点からゼロベースで見直し、十分検証すること。

① 重点戦略経費、臨時等経費、財政局指定経費（投資的経費・行政経費共通）

「重点戦略経費」、「臨時等経費」、「財政局指定経費」の要求上限額は、原則として「前年度当初予算額（終了事業や経費区分の移動等を反映した前年度当初予算額、以下同じ）」の範囲内（一般財源ベース）とする。

各局室は、要求にあたって必要な事業の見直しを行うこととし、要求上限額は、原則として、事業見直し後の「前年度当初予算額」に、事業見直しによる「削減額」の2倍の額をあわせた合計額を上限額（一般財源ベース）とする。

また、別に指定する以下の経費については、「所要額」を要求上限額とする。

※各局室の要求上限額は、「重点戦略経費」、「臨時等経費」、「財政局指定経費」の間で調整できるものとする（ただし、投資的経費と行政経費間の調整は不可）。

※原則として、要求上限額を超えた要求を行うことはできないので、各局室においては、要求事業の所要額や優先度等の精査を十分に行った上で要求を行うこと。

※事務的経費の削減（旅費、その他需用費、一般備品費）による削減額は要求上限額の算定基礎には含まないので留意すること。

【所要額を要求上限額とする経費（行政経費）】

- ア) 新型コロナウイルス感染症対応経費
- イ) 行政事務の効率化・市民サービスの向上のためのデジタル化の推進経費
- ウ) 民間委託化による事務改善の推進経費
- エ) 施設管理等契約（清掃・メンテナンス等）適正化のための追加経費
- オ) 未利用市有地の活用推進経費
- カ) 東アジア文化都市関連経費、オリンピック・パラリンピック関連経費、ホラシスアジアミーティング開催経費、大規模国際大会誘致経費、北九州空港航空貨物拠点化関連経費

② 裁量的経費（行政経費）

「行政経費（公共施設）」及び「行政経費（その他）」については、各局室に「前年度当初予算額」（終了事業や経費区分の移動等を反映した一般財源ベース）から、以下に示す「事務的経費の削減額」を控除した額を配分する。

各局室は、配分額から必要な事業見直しを行うこととし、事業見直しによる削減額の3倍の額を、「重点戦略経費」、「臨時等経費」、「財政局指定経費」の要求上限額に加えることができる。

裁量的経費の要求上限額は、事業見直し後の「配分額」の範囲内とする。

【事務的経費の削減額】

行政経費（その他）	旅費（前年度当初予算額の25%） その他需用費・一般備品費（同10%）
行政経費（公共施設）	旅費（前年度当初予算額の25%）

③ 義務的経費

義務的経費については、その見積りが過大にならないよう的確に行った上で、必要額を要求すること。

なお、令和2年8月7日付北九財財第259号「令和3年度予算にかかる各局の所要額調査及び義務的経費事前調整について（照会）」に基づき、財政局と事前に調整した算定方法により積算すること。

④ 一般経費（職員給）

人件費については、組織・機構の改善、事務処理の能率化及び民間委託等の推進により、引き続き職員数の抑制に努めること。

3 特別会計・企業会計に関する事項

特別会計・企業会計については、これまでも各会計の健全化を図るため、経営改善について、様々な検討を行ってきたところであり、今後とも会計の実態に即した検証を行いながら、経営改善に努めること。

なお、予算編成に当たっては、特に次の諸点に留意すること。

（1）経営健全化

特別会計・企業会計については、経費の徹底した削減や利用料金の適正化等に取り組み、当該事業収入でその経費を賄えるよう、経営の健全化に努めること。

（2）料金

国民健康保険料、介護保険料等の料金の取扱いについては、市民生活に及ぼす影響や財政上の影響等を十分考慮するとともに、その見積りを的確に行うこと。

(3) 一般会計との負担区分

特別会計は、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理するもので、独立採算制が重視されるものである。

このため、一般会計からの繰入れがある特別会計については、一般会計からの繰入れにできる限り頼らない、より効率的な経営に努めること。

また、企業会計については、公営企業の基本原則に則り、経営の効率化を推進し、一般会計繰入金金の削減、市財政への貢献に資する経営に努めること。

(4) その他

一般会計からの繰入れがある特別会計については、一般会計と同様に事務的経費の削減（旅費、その他需用費、一般備品費）を行うものとする。

4 その他

(1) 予算編成過程の公開

予算編成過程の公開については、別途通知する。

(参考)

令和3年度予算における主な一般財源の見通し(一般会計)

(単位:億円)

項 目	令和2年度 当初予算①	令和3年度 当初予算見込②	前年度との差 ③(②-①)
市 税	1,762	1,670	▲ 92
個人市民税	641	624	▲ 17
法人市民税	111	71	▲ 40
固定資産税	715	685	▲ 30
その他	295	290	▲ 5
地方譲与税	32	27	▲ 5
県税交付金	309	281	▲ 28
地方交付税等	870	910	40
地方交付税	620	610	▲ 10
臨時財政対策債	250	300	50
地方特例交付金	11	48	37
合計	2,984	2,936	▲ 48

◎試算の考え方

- 現時点で判明している税制改正の内容を反映したほか、国の仮試算による経済指標、リーマンショック時の減少率等に基づき算出。
- 地方交付税等については、市税等の試算結果に基づき算出。
- 年末に公表される「令和3年度政府予算案」や「地方財政対策」と踏まえ、必要に応じて見直しを実施